

○電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する告示 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改 正 案					現 行				
周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考	周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
915.9MHzから 916.9MHzまで	九州総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	0.002W以下	注4	915.9MHzから 916.9MHzまで	九州総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	0.002W以下	注4
<u>920.3MHzから 920.5MHzまで</u>	<u>近畿総合通信 局管内</u>	<u>平成31年3月 31日まで</u>	<u>4W以下</u>	<u>注5 空中線電力は、 1W以下に限 る。</u>					
920.5MHzから 928.1MHzまで	九州総合通信 局管内	平成30年6月 30日まで	0.2W以下	注3、注4及び 注6	920.5MHzから 928.1MHzまで	九州総合通信 局管内	平成30年6月 30日まで	0.2W以下	注3、注4及び 注5
<u>926.9MHzから 927.1MHzまで</u>	<u>近畿総合通信 局管内</u>	<u>平成31年3月 31日まで</u>	<u>20W以下</u>	<u>注5 空中線電力は、 5W以下に限 る。</u>					
2294MHzから 2296MHzまで	北海道総合通 信局管内	平成33年6月 30日まで	1W以下		2294MHzから 2296MHzまで	北海道総合通 信局管内	平成33年6月 30日まで	1W以下	
	東北総合通信 局管内	平成33年6月 30日まで	1W以下			東北総合通信 局管内	平成33年6月 30日まで	1W以下	
	中国総合通信 局管内	平成33年6月 30日まで	1W以下			中国総合通信 局管内	平成33年6月 30日まで	1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成33年6月 30日まで	1W以下			四国総合通信 局管内	平成33年6月 30日まで	1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成33年6月 30日まで	1W以下			九州総合通信 局管内	平成33年6月 30日まで	1W以下	
2400MHzから 2483.5MHzまで	九州総合通信 局管内	平成30年6月 30日まで	0.45W以下	注3、注4及び 注7	2400MHzから 2483.5MHzまで	九州総合通信 局管内	平成30年6月 30日まで	0.45W以下	注3、注4及び 注6
2445MHzから 2455MHzまで	近畿総合通信 局管内	平成30年3月 31日まで	7950W以下	注5 空中線電力 は、100W以下 に限る。	2445MHzから 2455MHzまで	近畿総合通信 局管内	平成30年3月 31日まで	7950W以下	注7 空中線電力 は、100W以下 に限る。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1)～(注4) (略)

(注5) 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地の区域に限る。

(注6) 福岡県福岡市中央区大名及び同市博多区博多駅東の区域に限る。

(注7) 福岡県福岡市西区元岡の区域に限る。

(注8)～(注13) (略)

(注1)～(注4) (略)

(注5) 福岡県福岡市中央区大名及び同市博多区博多駅東の区域に限る。

(注6) 福岡県福岡市西区元岡の区域に限る。

(注7) 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地の区域に限る。

(注8)～(注13) (略)

